

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第58号）（保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課）

地方自治法施行令の一部が改正され、療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準を条例で定めることについては、京都府から本市に権限が移譲されたことに伴い、当該基準を定めることとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第58号

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 法第21条第2項の規定に基づき条例で定める療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準は、規則第21条の2第2項及び第3項並びに第21条の4に定める基準とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)